

# 滋賀県パートナーシップ宣誓制度 の開始に伴う本市の取組について

令和6年9月17日  
総務常任委員会 報告事項 資料  
政策調整部 人権・男女共同参画課

## 目次

1. パートナーシップ宣誓制度を取り巻く背景
2. 滋賀県パートナーシップ宣誓制度の概要
3. 県制度の開始を踏まえた本市の対応の  
基本的な考え方
4. 本市における対応に係る検討結果
5. 今後の対応について

# 1. パートナーシップ宣誓制度を 取り巻く背景

## (1) パートナーシップ宣誓制度の概要

性的マイノリティ当事者等から、パートナー関係であることの宣誓を受け付けた地方公共団体が、受領証を交付する制度。

制度の導入によって、日常生活における当事者の不安や不便の軽減につなげ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する市民の理解を増進するとともに、全ての人の人権が尊重される豊かな社会を実現することを目指すもの

## (2) 国内及び県内の状況

- ・ 国 L G B T 理解増進法の施行 (R5.6)
- ・ 国内 全国で計458自治体が制度を導入 人口カバー率 約85%  
(R6.5現在) ※ (公社) MarriageForAllJapan調査
- ・ 県内 県が本年9月から制度導入  
6市が制度導入済 (彦根市・米原市・近江八幡市・草津市・長浜市・甲賀市) ※導入順

## 2. 滋賀県パートナーシップ宣誓制度の概要

### (1) 制度の内容

二人がパートナーシップを宣誓したことについて、県がパートナーシップ宣誓書受領証を交付する制度

### (2) 用語の定義

#### ・ パートナーシップ

当事者の一方または双方が、性的指向が異性のみの者以外の者またはジェンダーアイデンティティが出生時の性と異なる者であり、人生において、お互いが協力して継続的に生活を共にすることを約束した二者の関係をいう。

#### ・ 宣誓

二者が共同して、パートナーシップにあることを宣誓することをいう。

## 2. 滋賀県パートナーシップ宣誓制度の概要

### (3) 宣誓の要件

- ・ 成年に達していること
- ・ 配偶者がなく、宣誓の相手方以外の者とパートナーシップにないこと
- ・ パートナーと近親者でないこと
- ・ 本人またはパートナーが、県内に住所を有する者または3ヶ月以内に県内に転入予定であること

### (4) 法的効力について

法的な権利や義務の発生を伴うものではない

### (5) 本制度に対応する県のサービス等（検討中のものを含む）

県営住宅への入居、職員手当・休暇・福利厚生 等

### 3. 県制度の開始を踏まえた本市の対応の 基本的な考え方

#### (1) 本市の対応の基本的な考え方

県制度の導入によって、大津市民を含め、県下市町の全ての当事者がパートナシップ制度を利用できる枠組みが整うことから、本市独自の制度導入はしないが、県制度や他自治体の取組事例を踏まえ、大津市民に不利益となることがないよう、市としての対応を検討するものとする。

#### (2) 本市の対応に関する庁内での検討

上記(1)の考えに基づき、本市の取組について各部局において検討を実施

#### (3) 本市の対応方針の審議・決定

大津市男女共同参画推進委員会（8月21日開催）において、本市の対応方針を審議し、決定

## 4. 本市における対応に係る検討結果

### 本市における対応に係る検討結果

窓口等でパートナーシップ宣誓書受領証を提示することで利用可能となる行政サービス

NO.	項目	必要な手続	担当所属
1	市営住宅の入居（その他収入等の要件有）	a 条例改正	住宅政策課
2	犯罪被害者等遺族見舞金の支給	a 条例改正	自治協働課
3	災害見舞金の支給	b 要綱改正	福祉政策課
4	市営霊園の使用・承継	c なし	戸籍住民課

このほか、市税に関する証明書の申請、保育園の入園申請、職員の手当・休暇・福利厚生制度等について、引き続き検討を行う。

## 5. 今後の対応について

### (1) 各行政サービスにおける対応について

#### a 条例改正を必要とするもの

今通常会議に関連議案を追加提出

#### b 要綱等の改正を必要とするもの

市民に不利益が生じることの無いよう、改正に向けて対応

#### c 上記a、b以外のもの

実施に向けて、必要な事務手続を進める

※宣誓の有無に関わらず提供可能なものは従来どおりの基準で対応

## 5. 今後の対応について

### (2) 市民及び職員への周知（R6.9～）

#### 市民への周知

市ホームページ上で県制度の開始に伴う本市の取組を周知するとともに、性の多様性に関する理解を促進する取組を継続的に実施

#### 職員への周知

職員掲示板において県制度の概要等を周知するとともに、性の多様性に関する理解を促進する研修を継続的に実施